

改正 2016年2月18日

（目的）

第1条 この規程は、同志社女子大学学則第44条、同志社女子大学大学院学則第23条及び同志社女子大学ハラスメント防止等に関する内規第16条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定める。

（懲戒の基本的な考え方）

第2条 学生への懲戒は対象行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

（定義）

第3条 この規程において、「学生」とは、学部学生、大学院学生及び専攻科学生をいう。

（懲戒の対象行為）

第4条 懲戒の対象となりうる行為は、次の各号のとおりとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 著しく人権を侵害する行為
- (3) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (6) 本学の名誉・信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

（懲戒の内容）

第5条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 学生の行った非違行為について反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう口頭により注意する。
  - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を禁止する。
  - (3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とする。
- 3 停学の期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

（嚴重注意）

第6条 学生支援部長、教務部長、当該学生が所属する学部長及び研究科長は、前条第1項各号に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的配慮として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

（自宅謹慎）

第7条 学生支援部長が必要と認めた場合、懲戒処分の決定前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

（事実の調査等）

第8条 学生支援部長は、懲戒に該当する疑いのある事案が発生したときは、学長にその旨を報告のうえ、慎重かつ速やかに当該事案に係る事実調査を行わなければならない。

- 2 学生支援部長は、前項に定める事実調査を行うため調査委員会を設置しなければならない。
- 3 調査委員会は、次の各号に定めるものをもって構成する。

- (1) 学生支援部長
- (2) 当該学生が所属する学部長又は研究科長

- (3) 当該学生が所属する学科主任
  - (4) 学生支援主任、教務主任から1名
  - (5) その他、学長が委嘱する若干名
- 4 委員会に委員長を置き、学生支援部長がこれにあたる。
  - 5 調査委員会は、調査を進めるにあたっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。
  - 6 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。
  - 7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
  - 8 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。なお、報告書には処分の内容を付すことができるものとする。
  - 9 学生支援部長は、報告書を学長に遅滞なく提出しなければならない。
  - 10 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、学生支援部長に説明を求め、さらに再調査を行うことを指示することができる。

（懲戒処分の決定）

第9条 学長は、報告書を受領したときは、懲戒の要否等について判断するため、教授会若しくは大学院委員会（以下、「教授会等」という。）の意見を聴いたうえで、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。

（懲戒処分の通知）

第10条 学長は、学生を懲戒に付すときには、懲戒の種類、内容及びその理由を本人に文書をもって通知する。

2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。

（再審査請求）

第11条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見及びその他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、学長に対して再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、学生支援部長に対して再調査を指示する。

3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

5 学長は、再審査の結果により懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

（停学期間の短縮及び解除）

第12条 学生支援部長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、学長に無期の停学の解除又は有期の停学期間の短縮を申し出ることができる。

2 学長は、学生支援部長からの申し出に基づき、教授会等の意見を聴いたのち、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。

（懲戒処分に関する記録）

第13条 懲戒処分を行ったときは、その内容を成績原簿の学籍情報欄に記録する。

（学籍の異動）

第14条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を保留する。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、休学を取り消す。

3 停学期間中の学生が退学を申し出た場合は、これを認めることがある。

（停学期間中の指導）

第15条 学生支援部長、当該学生が所属する学部長等及び学科主任は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

（事務）

第16条 この規程に関する事務は、学生支援部学生支援課が取り扱う。

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。